

令和5年12月25日

島根県隠岐地区のタクシー運賃改定申請について

令和5年12月20日付けで島根県隠岐地区の下記事業者から、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更（運賃改定）を求める申請書が提出されましたので、お知らせします。

本申請のあった日から3ヶ月の期間内に、運賃料金変更認可申請書を提出した法人事業者（※1）の車両数の合計が、島根県隠岐地区の法人事業者の全車両数の7割以上（※2）となった場合、運賃改定要否の判断を行います。

申請者

法人名：島タクシー株式会社
住 所：島根県隠岐郡隠岐の島町中町1 1 番地内1

運賃適用地域

島根県隠岐地区（島根県隠岐郡の区域）

主な申請の概要

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	申請	現行	申請	現行	申請
特定大型	1,500m 760円	1,500m 870円	281m 120円	247m 120円	4,300円	4,900円
大型	1,500m 700円	1,500m 800円	289m 120円	254m 120円	3,950円	4,500円
普通	1,500m 670円	1,500m 760円	308m 100円	270m 100円	3,250円	3,700円

※1 法人事業者
福祉輸送限定事業者を除く。

※2 7割ルール
運賃改定については、運賃料金変更認可申請書を提出した法人事業者の車両数の合計が地域内の法人事業者全車両数の7割以上となった場合に、手続きを開始する制度が通達で設けられている。車両数は、福祉輸送限定事業者の車両数を除く。

参考

・車種

- 特定大型・・・道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。
- 大 型・・・普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）
ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。
- 普 通・・・普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。
ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。
普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人以下のもの。

・申請受付期間

令和5年12月20日 ～ 令和6年3月19日

・島根県隠岐地区における法人事業者数（令和5年12月20日現在）

13事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）

・島根県隠岐地区における法人事業者の合計車両数（令和5年12月20日現在）

48両（福祉輸送限定車両を除く。）

・島根県隠岐地区の運賃改定状況

平成27年7月23日 改定率 15.16%
令和元年10月1日（消費税率改定に伴うもの。）

【問い合わせ先】

島根運輸支局輸送・監査担当（^{おにむら}鬼村・^{いとお}飯尾）

TEL:0852-37-1311

中国運輸局自動車交通部旅客第二課（^{いしだ}石田・^{あおやま}青山）

TEL:082-228-3450